平成２６年（フ）第６０５号
札幌市中央区北３条西26丁目１番17―301号
債務者　板橋　沙紀
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６１６号
札幌市西区西町南５丁目３番15―201号
債務者　稲垣　純子
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２号
群馬県桐生市広沢町間ノ島７番地　Ａ―７号棟６号
債務者　石　　浩子
1　決定年月日時　平成26年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第５３号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸853番地１―２―810
債務者　芝田　由美
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第９９号
相模原市中央区共和４丁目15番５号　プチハウス102
債務者　玉井　　篤
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２２３号
堺市北区中村町450番地　医療法人以和貴会金岡中央病院、住民票上の住所堺市西区浜寺船尾町西２丁66番地
債務者　杉木　正光
法定代理人成年後見人　松井　勇二
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２８３号
大阪府大阪狭山市半田６丁目1129番地の１―302号
債務者　岡田　玲子
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３０４号
堺市西区浜寺石津町西４丁17番18号
債務者　川道　敬子
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１６０１号
大阪市平野区長吉出戸４丁目２番15号
債務者　加藤吾一こと　安　　丞九
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１３号
東京都八王子市中野町2141番地１
債務者　望月　順一
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月26日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２１４号
東京都八王子市中野町2141番地１
債務者　望月　洋子
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月26日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第２７号
福岡県宮若市下1029番地
破産者　清水　裕次
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第２３３２号
名古屋市守山区大森５丁目116番地の１
破産者　有限会社ゴシボフードサービス
1　決定年月日　平成26年５月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３３３号
名古屋市西区栄生３丁目21番４号
破産者　株式会社髙晃
1　決定年月日　平成26年５月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２号
愛知県半田市瑞穂町９丁目18番地の５
破産者　有限会社藍
1　決定年月日　平成26年５月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４号
熊本市北区四方寄町433番地１
破産者　有限会社ＪＰ・エンタープライズ
1　決定年月日　平成26年５月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第６号
大阪市阿倍野区三明町１丁目９番21号
破産者　古川　　博
1　破産債権の届出期間　平成26年６月６日まで
2　一般調査期日　平成26年７月22日午後３時
平成26年５月１日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５４０号
大阪市住之江区粉浜西３―１―４―838、住民票上の住所大阪市大正区平尾５丁目14番１号
破産者　山本由美子
1　破産債権の届出期間　平成26年６月10日まで
2　一般調査期日　平成26年７月17日午後３時30分
平成26年５月１日
大阪地方裁判所第６民事部